

島根県水産試験場刊行物発刊要綱

(昭和56年3月 制定)
(昭和57年7月一部改正)

1. 事業報告 (島根県水産試験場事業報告 BULLETIN OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION)

- (1) 原則として事業年度終了後一年以内に刊行する。
- (2) 事業年度に実施した全事業(県単, 国補, 委託)の遂行結果を収録する。
- (3) 報告書の構成は下記のとおりとする。
 - I 組織・機構の部……人員配置, 担当事業, 予算など
 - II 事業実施概要の部……全事業の経過概要
 - III 調査試験報告の部……報告書としてまとめたもの
 - IV 調査資料の部……基礎資料の収録
 - V 既刊研究業績の部……事業年度における業績の目録
- (4) 原稿は毎年度 1月末日までにとりまとめる。
- (5) 原稿の校閲および編集は編集委員によって行う。
- (6) 編集委員は次長, 科長, 分場長とする(59年7月改正)。

2. 研究報告書 (島根県水産試験場事業報告 BULLETIN OF SHIMANE PREFECTURAL FISHERIES EXPERIMENTAL STATION)

- (1) 刊行は不定期とする。
- (2) 事業遂行の過程において得た成果・知見について, 学問的視点から解析した報告を対象とする。
- (3) 投稿は随意とし, 原稿は担当科長・分場長の校閲を受ける。
- (4) 学術誌等で発表した報告は抄録とする。
- (5) 原稿の審査および編集は, 事業報告編集委員が兼ねて行う。

3. 事業別報告書

- (1) 刊行に当っては, 事前に事業報告編集委員に報告し, 刊行物として登録する。
- (2) 報告書の表紙右上部に登録番号をつける。
- (3) 余部を図書室に保管する。
- (4) 事業報告書への再録は原則として抄録とするが, 基礎資料については全資料の再録を認める。

編集委員

高橋伊武・岩本宗昭・安達二郎

中村幹雄・田中伸和

発行日 平成4年2月1日

発行所 島根県水産試験場
〒697 島根県浜田市瀬戸ヶ島町25-1
電話 (0855) 22-1720(代)

印刷所 弘文タイプ印刷所
住所 浜田市片庭町254(合庁横)